

山陽小野田市農業委員会

第37回

総会議事録

1. 開催日時 令和2年7月10日午後1時30分から午後2時15分

2. 開催場所 山陽総合事務所内厚狭公民館2階第1研修室

3. 出席委員

会	長	3	村	上	俊	治
委	員	1	齊	藤	勇	
		2	梶	田	智	志
		4	眞	鍋	喜	久夫
		5	前	島	昭	博
		6	二	井	一	夫
		7	重	永	達	記
		8	山	本	シ	ゲ子
		9	田	中	覺	
		10	五十	嵐	奨	
		11	辻	村	勝	好
		12	村	上	雅	彦
		13	森	田	祐	三

4. 欠席委員

会長職務代理者	14	松	村	孝	子
---------	----	---	---	---	---

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第154号 農地法第3条 権利の移動

議案第155号 農地法第4条 転用

議案第156号 農地法第5条 転用を目的とする権利移動

報告第73号 農地法第5条第1項ただし書きの規定による届出について

報告第74号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第157号 農用地利用集積計画

議案第158号 農用地利用配分計画の案について

報告第72号 非農地判定による通知について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 幡 生 隆太郎

事務局主査 吉 田 悦 弘

事務局書記 西 田 実

7. 議会の概要

- 議長 定刻になりましたので、只今より第 37 回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。
- (起立、礼、着席)
- 本日の欠席委員は松村会長職務代理者です。
- それでは議事日程のとおり進めてまいりたいと思います。
- 議事録署名委員は 8 番山本委員と 9 番田中委員にお願いします。
- それでは議事に入ります。
- 議案第 154 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。
- 局長 今月の農地法第 3 条の許可申請は 2 件です。
- 議案第 154 号番号 67 について議案書をもとに説明いたします。
- 2 ページをご覧ください。申請地は、■■■■から■■■へ約■■■k mに位置する農用地区域内の農地です。
- 申請内容は 1 ページの番号 67 のとおりです。
- 本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。
- 議長 次に現地調査報告をお願いします。
- 1 3 番 現地の報告をさせていただきます。7 月 6 日に事務局 2 名と辻村委員、私の 4 名で現地の確認を行いました。周辺の状況は農用地区域内農地に囲まれた水田で、現状では耕作されていました。
- 所有者は■■■市に住んでおり、農業をしていないため、隣接農地を耕作している譲受人に譲渡するとの事でした。現状耕作中であり、境界等もはっきりとしているので特に問題はないと思います。以上で報告を終わります。
- 議長 何か質問はありませんか。
- 無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 154 号番号 67 に賛成の方の挙手を求めます。
- (全委員挙手)
- 全員賛成により原案どおり承認することといたします。
- 次に番号 68 について事務局の説明を求めます。
- 局長 議案第 154 号番号 68 について議案書をもとに説明いたします。
- 4 ページをご覧ください。申請地は、■■■■から■■■へ約■■■k mに位置する農用地区域外の農地です。

申請内容は1ページの番号68のとおりです。

本件は農地法第3条第2項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

11番 現地の報告をさせていただきます。7月6日に事務局2名と森田委員、私の4名で現地の確認を行いました。現地の位置につきましては事務局から説明がありましたので省略いたします。周辺の状況は南北を小高い丘に囲まれた第3種農地の水田です。申請地の状況は、保全管理された休耕田でした。申請地の東西に関してはいずれも耕作されている水田でした。譲渡人は遠方に居住しており、管理が困難で今まで管理していただいていた、譲受人に譲渡するとの事でした。譲受人は現状0.6ha耕作中で、農業機械も全て揃っていることから問題となることはないと思います。以上で報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第154号番号68に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に議案第155号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局長 今月の農地法第4条の許可申請は1件です。

議案第155号番号128について議案書をもとに説明いたします。

7ページをご覧ください。申請地は、[]から[]へ約[]kmに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第3種農地です。

申請内容は、6ページの番号128のとおりです。公図は8ページ、土地利用図は9ページから11ページまでをご覧ください。

本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

13番 現地の報告をさせていただきます。7月6日に事務局2名と辻村委員、私の4名で現地の確認を行いました。現地の位置につきましては事務局から説明がありましたので省略させていただきます。周辺の状況は[]駅の[]前の広大な土地の一角で、周辺には住宅やアパートが散在している状態です。申請地の状況は背の低い植栽がまばらになされている状態でした。実際は雑種地といった方が近いかもしれ

ません。東と南の方は幅の広い道路に接しております。アパート建設を目的とした転用です。雨水処理に関しては、道路側溝に排水し、汚水は公共下水に接続します。埋立法面の処理はありません。申請地への進入路の位置は、東側と南側で幅員は6mです。境界に関しては境界杭で確認しております。その他特に問題となることはありませんでした。以上で報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第155号番号128に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に議案第156号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局長

今月の農地法第5条の許可申請は4件です。

議案第156号番号159について議案書をもとに説明いたします。

13ページをご覧ください。申請地は、■■■■から■■■■へ約■■■■kmに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第3種農地です。

申請内容は、12ページの番号159のとおりです。公図は14ページ、土地利用図は15ページから17ページまでをご覧ください。

本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

11番

現地の報告をさせていただきます。7月6日に事務局2名と森田委員、私の4名で現地の確認を行いました。周辺の状況は■■■■小学校や近隣にスーパーマーケット等もあり、生活の利便性がいいところです。申請地の状況は事務局からもありましたように第3種農地で、東側には市道が通っております。現況は保全管理中の休耕田です。雨水処理に関しては、市道と申請地の間に農業用水路がありますので、そちらに流し、汚水に関しては合併浄化槽を設けるとの事です。埋立法面の処理は図面では約60cm程、市道と同じ高さに合わせるそうです。申請地への進入路の位置は、13ページの図面南側からとなり、幅員は約3mです。境界については既設構造物で確認できています。特に問題はないと思います。以上で報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第156号番号159

に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 160 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 156 号番号 160 について議案書をもとに説明いたします。

18 ページをご覧ください。申請地は、 から へ に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は、12 ページの番号 160 のとおりです。公図は 19 ページ、土地利用図は 20 ページ及び 21 ページをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

11 番 現地の報告をさせていただきます。7 月 6 日に事務局 2 名と森田委員、私の 4 名で現地の確認を行いました。道幅の狭いところに入っていきますので、宅地としての転用は困難な場所となります。申請地の状況は、太陽光発電をするにあたっては適地な、日当たりのよい南斜面の農地となります。南斜面ではありますが、境界に沿って数件住宅があります。雨水は自然流下で汚水は発生しません。造成も整地程度となります。以上で報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 156 号番号 160 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 161 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 156 号番号 161 について議案書をもとに説明いたします。

申請地は、 から へ約 k m に位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。

申請内容は、12 ページ番号 161 のとおりです。公図は 23 ページ、土地利用図は 24 ページ及び 25 ページをご覧ください。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

13 番 現地の報告をさせていただきます。7 月 6 日に事務局 2 名と辻村委員、私の 4 名で現地の確認を行いました。

現地の位置につきましては事務局から説明がありましたので省略い

たします。周辺の状況は国道 316 号線沿いの [] 交差点から市道に入ってすぐの道路脇の土地になります。以前は住宅があったようですが現状は撤去され、庭と思しき部分も整地されています。申請地は 24 ページの図面のとおり、分譲地の通路の一部となっています。雨水処理に関しては、U 字側溝へ流し、汚水に関しては下水道へ接続します。埋立法面の処理はありません。申請地自体が進入路の一部となりますが幅員 8m の市道と接しています。境界について一部境界杭がありました。これで報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 156 号番号 161 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 162 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 156 号番号 162 について議案書をもとに説明いたします。

26 ページをご覧ください。申請地は、[] から [] へ約 [] k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は、12 ページの番号 162 のとおりです。公図は 27 ページ、土地利用計画図は 28 ページから 30 ページまでをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

11 番 現地の報告をさせていただきます。7 月 6 日に事務局 2 名と森田委員、私の 4 名で現地の確認を行いました。

現地は [] 川の支流の河土手となります。申請地の状況は市道の法面に隣接する第 3 種農地となります。こちらに住宅を建てる訳ですが、雨水処理に関しては道路側溝へ排水し、汚水に関しては公共下水道に接続します。埋立法面の処理は盛土はせず、整地程度となります。進入路は少し狭いですが、河川の堤体も兼ねているとの事でした。進入口が幅員 3m でそこから狭まって 2.5m 程度になっていました。周辺農地への取水、排水および進入路への影響はありません。境界については 27 ページの [] と [] に関しては明確に境界がわかりませんが、[] と [] の南側に関してはわかりづらい状態でした。その他特に気になる事項はありませんでした。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 156 号番号 162

に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に報告第 73 号「農地法第 5 条第 1 項ただし書きの規定による届出について」事務局の説明を求めます。

局長 今月の「農地法第 5 条第 1 項ただし書きの規定による届出」は 1 件です。届出地は、■■■■■■ から ■■ へ約 ■■ k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

届出の内容は、31 ページの番号 22 のとおりです。公図は 33 ページ、土地利用図は 34 ページをご覧ください。

議長 何か質問はありませんか。無いようでしたら報告第 73 号番号 22 は原案どおり処理いたします。

次に報告第 74 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明を求めます。

局長 35 ページをご覧ください。

今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による通知は番号 158 から 164 までの 7 件で、現契約を合意により解約するものです。ご審議の程お願いいたします。

議長 何か質問はありませんか。

(挙手あり)

どうぞ。

9 番 金井産業から大量に解約が出ているがなぜですか。

議長 事務局お願いします。

局長 番号 158 から 163 までの件ですが、■■■■■■ 株式会社の農作業を行われる方が、5 月の連休明けに ■■■■ 地区でトラクターでの路外転落事故によりお亡くなりになりましたので、農業が出来なくなったとの事です。そのような事情があり、やむを得ない合意解約となります。現状につきましては、■■■■ 地区に在住の農家の方が年に 2 回ほど耕起をしていただけるとの事です。来年度からにつきましては、当該解約農地の所有者の内 2 名の方が 50 歳代であるとの事で、少しずつ農業をしていこうとの意向だと聞いています。以上です。

議長 田中委員よろしいでしょうか。

9 番 わかりました。

議長 他にありませんか。ないようでしたら報告第 74 号は原案どおり処理いたします。

次に、議案第 157 号「農用地利用集積計画」について、事務局の説

明を求めます。

議案第 157 号農用地利用集積計画について議案書をもとに説明します。

局長 37 ページ及び 38 ページを御覧ください。

今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく農用地利用集積計画は、整理番号 43 番及び 44 番の 2 件、2 筆、10,472 m²でございます。

ご審議の程お願いします。

議長 質問はありませんか

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により、議案第 157 号は原案どおり決定することとします。

次に議案第 158 号「農用地利用配分計画(案)」を上程します。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 158 号「農用地利用配分計画(案)」について議案書をもとに説明します。

40 ページを御覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、令和 2 年 7 月 6 日付けで山陽小野田市長から意見を求められている案件は、整理番号 9 の 1 件、1 筆、6,475 m²でございます。

ご審議の程お願いします。

議長 質問はありませんか

無いようでしたら採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により議案第 158 号は原案どおり承認することとします。

次に報告第 75 号「非農地判定による通知について」事務局の説明を求めます。

局長 今月の非農地通知は、番号 1 のとおりです。

議長 質問はありませんか。

ないようでしたら私の方からよろしいでしょうか。今まで過去 3 か月ほど非農地通知を出したと思いますが、問い合わせの件数はどれくらいあったのでしょうか。事務局お願いします。

局長 担当の者に聞いたところ、発出したうちの約 2 割程度から問い合わせがあったとの事です。内容の主なものは、やはり法務局に行って地目を変えなければならないということで、手続き的な面での問い合わせが圧倒的に多いようです。

- 議長 ありがとうございます。他にありませんか。
- 9 番 手続き的なもので行けない方もいると思いますがその場合はどうするのですか。
- 局長 通知した中に郵送での手続きについても記載しております。そのため、郵送での手続きもできる様になっております。ただ、高齢な方が多く、手続きをされない方もおられると思います。
- 9 番 わかりました。
- 議長 他にありませんか。
- 11 番 この中には第 1 種農地は含まれているのですか。
- 局長 第 1 種農地も農用地区域内農地も含まれております。
- 11 番 ということは、今後固定資産税も変わってくるということですね。
- 局長 この件に関してはほとんど山林となっているので固定資産税は下がるのではないかと思います。
- 11 番 わかりました。
- 議長 他にありませんか。
- 9 番 農用地の見直しを今現在していると思いますがそちらとの整合性は取れているのですか。
- 局長 農林水産課の方で見直しをしておりますが、今回非農地通知を行う農用地区域内農地は全て報告をしておりますので、整合性は図れるものと思われます。
- 9 番 わかりました。
- 議長 他にないようでしたら報告第 75 号は原案どおり処理いたします。
以上で本日の議案の審査及び報告はすべて終了しました。
次にその他に入ります。
- 局長 本日は、午後 3 時から、この会場で農地利用最適化推進委員との合同会議を開催します。
なお、御案内のとおり本総会が現体制での最後の総会となります。現農業委員の皆様には、議案 158 本、報告 75 本の審議・決定を行っていただきました。皆様の御協力によりスムーズな総会運営ができましたこと、事務局一同深く感謝申し上げます。以上でございます。
- 議長 先程事務局からもありましたように皆さま 3 年間お世話になりました。以上をもちまして第 37 回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。
 (起立、礼) お疲れ様でした。

午後 2 時 15 分 閉会

山陽小野田市農業委員会
会 長

議事録署名委員
8 番委員

議事録署名委員
9 番委員